

退職後、普通徴収に切替える場合(一括徴収ができず、未徴収税額を本人が納付する場合)

付
受 印

平成 □ 年度 市民税 給与支払報告
県民税 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

(ア)・・・異動された方の1年間の税額を記入してください。
(イ)・・・特別徴収税額を何月分から何月分までいくらか徴収したかを記入してください。
(ウ)・・・残りの税額(ア)-(イ)を記入してください。

退職の日が一月一日から四月三十日までの間の方については、本人からの申出がない場合であっても、必ず未徴収税額をまとめて徴収してください。

今治市長あて		（特別徴収義務者） 給与支払者	名称 (氏名)	有限会社 ○○商会				特別徴収義務者 指定番号	0 2 0 0 0 0 0 0 0 0									
平成 □ 年 11 月 1 日提出			所在地 (住所)	〒794-0042 今治市旭町○丁目1番地2				係	総務課経理係									
			法人番号 又は個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0 0				氏名	今治太郎									
フリガナ	イマバリ ハナコ		生年月日 T S H	55. 3. 3		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の 未徴収税額 の徴収方法	1月1日以降退職時 までの給与支払額						
氏名	今治 花子		旧姓			円	6 月分から 10 月分まで	円	11 月分から 5 月分まで	円	円	円						
個人番号	0 0 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9				12,000	5,000	7,000	H □ 年 10月31日	1 退 職 2 転 勤 3 休 職 4 長期欠勤 5 死 亡 6 そ の 他	A 特別徴収継続 B 一括徴収 C 普通徴収 (自分が納付)	2,550,750							
給与所得者 平成30年1月1日 現在の住所	今治市別宮町○丁目4番地1										円							
現住所 (異動後)	同上	給与の支払を受けなくなった後の住所 松山市○番町1丁目2番地3									円							
												控除社会保険料額	267,850					

退職等により給与を受けなくなった場合に、異動された年の1月1日から退職時までには支払の確定した給与額(賞与を含む給与総額)および控除社会保険料額を記入してください。

A 特別徴収継続 新しい勤務先(転勤先)		特別徴収義務者指定番号	
		法人番号又は個人番号	
フリガナ			
名称 (氏名)			
所在地 (住所)	〒		
月割額	円を	連絡先	係
月分(月日納期限)		氏名	
から徴収するよう連絡済です。		電話番号	

B 一括徴収 (未徴収税額(ウ)を退職時に給与などから徴収します。)	
※退職の日が1月1日~4月30日までの場合は、未徴収税額を一括徴収することが義務付けられています。(地方税法第321条の5)	
死亡退職のときは、相続人代表者の住所・氏名などを記入してください。	
月分(月日納期限)	で納入します

C 普通徴収 未徴収税額(ウ)をご本人が支払います。 (市役所からご本人に通知)	
1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、異動者から一括徴収の申出がなかったため。 2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、未徴収税額(ウ)を超える給与又は退職手当等の支払がないため。	
相続人代表者(死亡退職の場合)	
住所	死亡者との関係
氏名	
電話番号	

控え必要

控えが必要な事業所は上の枠内に○を記入してください。控えは変更通知と一緒に送付させていただきます。お急ぎの場合は返信用封筒を同封してご提出ください。

※退職者については、この異動届出書とは別に、翌年の一月三十一日までに給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)の提出が必要です。